

暑くなる前に熱中症対策を!

暑熱順化を始めましょう

問 環境課 ☎76-8134 ID 3249

暑さに強い体づくりのために、バランスの良い食事や十分な睡眠以外に「暑熱順化」をすることが大切です。

「暑熱順化」とは、体が暑さに慣れることです。暑熱順化ができていないと体の中の熱をうまく外に逃がせず、熱中症になる可能性が高まります。無理のない範囲で汗をかき、暑熱順化をしましょう。

日常でできる暑熱順化

- ウォーキング(約30分を週5回)
- サイクリング(約30分を週3回)
- 筋トレ、ストレッチ(約30分を毎日)
- 入浴(2日に1回は湯船に入る)



各種計画を策定しました

詳細は、ホームページなどをご覧ください。

地域福祉計画

問 地域福祉課 ☎76-8184 ID 38291

地域福祉を推進するための理念や方向性を示した計画

第三次尾張旭市都市計画マスタープラン

問 都市計画課 ☎76-8156 ID 48833

おおむね20年後の都市の姿を見据えた整備目標などを定め、持続可能なまちづくりを進めていくための計画

第三次尾張旭市緑の基本計画

問 公園農政課 ☎76-8161 ID 48981

緑地の推進などに関する方針を定め、持続可能で魅力ある緑のまちづくりを進めていくための計画

国土強靱化地域計画

問 危機管理課 ☎76-8127 ID 40028

大規模自然災害が起きても機能不全に陥らない「強靱な地域」を作り上げるための指針となる計画

歴史を語る 市内の文化財

問 生涯学習課 ☎53-1144 ID 11491

市の文化財などの画像をいつでも閲覧できるWebサイト
市デジタルミュージアム▶



市には、国・県・市に登録・指定された文化財が19件あります。また、これらの文化財や市の歴史などの資料を書籍として発刊・販売しています。「郷土シリーズ」と「尾張旭ふるさとカルタ」は、尾張旭まち案内でも販売しています。

区分	名称
国登録	● 旭サナック本館(旧旭兵器製造本社事務棟) ● どうだん亭(旧浅井家住宅離れ) ● 三宅家住宅主屋 ● 三宅家住宅蔵 ● 三宅家住宅庭門及び塀
県指定	尾張旭市の棒の手
市指定	● 木造聖観世音菩薩立像 ● 円空仏(5体) ● 印場大塚古墳 ● 尾張旭市の打ちはやし ● ざい踊り ● 井田八幡神社の陶製狛犬(3対) ● 良福寺山門 ● 織田信雄書状 ● 狩宿郷倉 ● 尾張旭市の馬の塔 ● 長池のマメナシ・アイナシ自生地 ● 吉賀池湿地 ● 狩宿白山神社の陶製狛犬(1対)



円空仏
(スカイワードあさひ歴史民俗フロアに展示)

文化振興基金にご協力を ID 1867

文化財の保護・保全や無形民俗文化財の活動支援・育成などを行うため、基金を設置しています。寄付の方法など詳細は、ホームページで



子どもたちの笑顔があふれる職場 保育園非常勤職員(会計年度任用職員)の募集

☎ 保育課 ☎76-8147 ID 1810

職種	内容	勤務時間	応募資格
フリー 保育士	保育士が一時的に不足する時間に保育を行う(昼休憩対応など)	12:00~18:30の間で6時間 月~土曜日のうち週5日	保育士資格
クラス 副担当 保育士 (早・遅番)	保育士が一時的に不足する時間に保育を行う	<ul style="list-style-type: none"> ●早番 平日/7:00~10:00の間で2.5時間 土曜日/7:30~10:30の間で2.5時間 ●遅番 平日/15:45~19:15の間で2.5時間 土曜日/11:45~14:15 ※いずれも月~土曜日のうち週5日	保育士資格か 幼稚園教諭 免許

申し込み 登録申込書(保育課かホームページで)、資格証の原本・写しを直接

その他 ●園ごとに勤務時間が異なる場合あり

●必要な場合には土曜日勤務あり

●一定基準を満たすかたには期末手当(年2回)を支給

旭平和墓園一般墓地・合葬式墓地の使用者募集

☎ 環境課 ☎76-8134



墓 地	一般墓地 ID 3647 (区画内に墓碑を設置して埋葬)	合葬式墓地 ID 3648 (1つの埋葬施設に多くのかたを埋葬する施設)	
	募集数	個別埋蔵墓所 80体	共同埋蔵墓所 100体
永代 使用料	1区画当たり ①42万2千円 ②58万3千円 ③77万8千円	1体当たり15万円 (市民・元市民*以外は20万円)	1体当たり5万円 (市民・元市民*以外は8万円)
対象者	次の要件を全て満たすかた <ul style="list-style-type: none"> ●1年以上前から引き続き本市の住民基本台帳に登録がある ●世帯員が旭平和墓園一般墓地の使用許可を受けておらず、申込者が合葬式墓地の使用許可を受けていない 	現在、申込者が旭平和墓園一般墓地の使用許可を受けておらず、次のいずれかに該当するかた <ul style="list-style-type: none"> ●自己利用のため墓地を必要とする ●親族の遺骨を祭るための墓地がない 	
その他	使用の決定と区画の位置は抽選で決定	<ul style="list-style-type: none"> ●埋葬した遺骨の返還、改葬、分骨不可 ●埋葬場所の指定不可 ●埋葬の立ち会い不可 	

※本市の住民基本台帳に登録があるかた、またはあったかた

申し込み 5/8(金)~5/29(金)に申込書(環境課かホームページで)に必要書類を添えて郵送(必着)、直接かホームページで